

能登島地域づくり協議会 給与規程

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この規程は、能登島地域づくり協議会就業規程（以下「就業規程」という。）第19条の規定により、就業規程第2条第1項に規定する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、臨時的任用職員については、一部を除きこの規程を適用しない。
- 2 給料及び各種手当等支給基準は、この規程で定めるものほか、七尾市一般職の職員の給与に関する条例を準用するものとする。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与とは、給料、賃金及び手当をいう。
- 2 手当は、管理職手当、期末手当、通勤手当、扶養手当、特別手当及び時間外勤務手当をいう。

(給料)

- 第3条 給料は、協議会役員会に諮り、会長が決定する。
- 2 会長は、職員の勤務の複雑、困難、経験及び責任の度に基づき支給しなければならない。

(初任給、昇給の基準)

- 第4条 初任給、昇給については、会長が協議会役員会に諮り別に定める。

(給料の支給)

- 第5条 給料は、毎月その月額を支給する。
- 2 給料の支給日は、翌月の10日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）、日曜日又土曜日に当たる場合は、その直前の平日（休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）とする。

- 第6条 新たに職員になった者には、その日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日までの給料を支給し、職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

(管理職手当)

- 第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、会長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。
- 2 管理職手当の額は、6,000円とする。

(期末手当)

- 第8条 期末手当は、12月1日「基準日」に在職する職員に対し、12月10日（この日が日曜日又土曜日に当たるときは、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）に支給する。基準日1ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は基準日以前6ヶ月以内の期間において在職するものとする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職及び死亡した職員にあつては退職又は死亡した日現在）の給料の月額とする。
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に割合を乗じて得た額とする。
- 5 期末手当の割合は、1.3とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、通勤のため自動車その他の交通の用具を使用する職員に支給する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、次に掲げる扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- (1)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3)満60歳以上の父母及び祖父母
- (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟姉
- (5)重度心身障害者

(特別手当)

第11条 特別手当は、3月1日(基準日)に在職する全職員に対し3月10日(この日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)に支給する。

2 特別手当の割合は予算の範囲内で、期末手当と併せて2.0以内とする。

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、時間外勤務手当として支給する。

2 前項に規定する手当は、その月分を翌月の給料日に支給する。

3 勤務1時間当たりの額は、~~1,300円とする。~~当該職員の1時間あたりの給与金額に対して法令で定める割増率を乗じた金額とする。

4 管理職手当の支給対象者は適用しない。

(休職者の給与)

第13条 職員が業務上傷病にかかり、就業規定第20条第1号の規定により休職したときはその休職の期間中休職者に給与を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第20条第1号の規定により休職したときは、その休職期間(就業規則第21条1号)が満2年に達するまでは、これに給料、期末手当のそれぞれ100分の80を乗じた額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障のため就業規定第20条第1号の規定により休職したときは、その休職期間で満1年に達するまでは、これに給料、期末手当のそれぞれに100分の60を乗じた額を支給する。

4 職員が就業規則第20条第2号の規定により休職したときは、その休職の期間中これら給与の100分の60を乗じた額を支給する。

(私有車両使用)

第14条 私有車両を公務に使用する場合、燃料費を支給する。

2 1キロメートル当たりの単価は、30円とする。

(退職手当)

第15条 職員が退職したときは、別に定めるところにより退職手当を支給する。

(口座振替による支払い)

第16条 給与は、職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができる。

(補 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。